

第6 皆さんの福祉(地域福祉)に関すること

1 福祉バス運行

障害者団体、老人クラブ、子ども会等が行う視察・研修などのための移動手段の確保のため、福祉バスを運行しています。

◆利用方法

障害者団体は利用予定日の4か月前の日に、老人クラブ、子ども会の一般団体は3か月前の日に抽選予約。(ただし土、日、祝休日の場合は次の開庁日)

◆運行日 月曜日～金曜日(祝休日、車両検査日を除く)

◆運行時間

3月～10月:午前9時～午後6時

11月～2月:午前9時～午後5時

◆運行範囲

一般道利用で往復200キロメートル、高速道路利用で往復240キロメートルの範囲

◆定員 20名以上35名以下

◆負担金 有料駐車場料金、有料道路通行料金のみ

◆申請に必要なもの 福祉バス利用申請書

◆申請場所・問い合わせ先

本庁舎2階25番窓口(福祉課地域福祉グループ) 電話28-9015(直通)

2 災害時たすけあい隊(災害時要援護者支援制度) たすけあい避難名簿(避難行動要支援者名簿)

「災害時たすけあい隊」とは、大規模災害時に一人では避難できない人(災害時要援護者)が、自分の情報を地域で見守ってくれる人に提供してもいいという条件で、支援してほしい近所の方(個別支援者)、民生・児童委員の方、町内会の方、自主防災会の方(地域支援者)に支援を依頼し、承諾を得て市に登録していただく制度です。

また、平成25年に災害対策基本法が改正され、各自治体には「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。一宮市ではこの名簿の名称を「たすけあい避難名簿」とし、整備をしています。

	災害時たすけあい隊 (災害時要援護者支援制度)	たすけあい避難名簿 (避難行動要支援者名簿)
対象者	①身体障害者 1・2 級 ②療育判定 A ③要介護 3 以上 ④65 歳以上の高齢者のみの世帯 ⑤ひとり暮らし高齢者登録者 ⑥社会福祉協議会尾西支部災害弱者登録者 ⑦登録を希望する方	①身体障害者 1～3 級 ②療育判定 A・B ③精神障害 1・2 級 ④要介護 3 以上 ⑤75 歳以上の高齢者のみの世帯 ⑥産前 8 週の妊婦 ⑦外国人のうち特に定めた方 ⑧名簿登録を希望する方
概要	<p>対象者自身が個別支援者と地域支援者を選任し、その同意を得て登録します。</p> <p>市は、申請に基づいて登録者の名簿を整理して「登録者台帳」を作り、個別支援者や地域支援者に提供し、災害発生予想時に危険が迫っていることの連絡や要援護者と一緒に避難するなどの支援をいただくとともに、これらの行動が迅速にできるよう日頃から見守り活動や地域福祉活動のために利用していただきます。</p>	<p>名簿に記載された方(対象者の⑥と⑦を除く)のうち、平常時の情報提供について同意をいただいた方の名簿情報を、町内会長や民生・児童委員へ提供し、日頃から各地区で実施されている見守り活動などの事業にご活用いただいています。</p> <p>なお、<u>大規模災害発生時の安否確認や避難支援等に必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を避難支援機関に提供することとなります。</u></p>

・この制度は、地域のみなさまの協力によって成り立つものです。また、支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うもので、災害時に実際には支援ができないこともあります。責任を伴うものではありません。

◆問い合わせ先

本庁舎2階25番窓口(福祉課地域福祉グループ) 電話28-9015(直通)

3 ボランティアセンター事業

地域福祉の中核となるボランティア活動の推進を図ります。

(1) ボランティアの登録、斡旋

地域住民の方にボランティアとして活動できる内容を登録していただき、ボランティア希望者と受入れ先の連絡調整をします。

◆登録方法

事務局備え付けの登録カードに必要事項を記入の上、提出。

(2) ボランティア保険の加入手続き

活動中における万一の事故に備えて、ボランティア自身のケガの見舞金や第三者に損害を与えた場合の賠償金を補償する保険への加入をすすめています。

◆加入方法

事務局に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、掛金を添えて申込。(要印鑑)

(3) 各種ボランティア養成講座の開催

地域福祉の重要な担い手として期待されるボランティアの育成を図るため、手話、点訳、音訳、ガイドヘルプ、傾聴ボランティア等の養成講座を開催します。

◆応募方法

市広報または社会福祉協議会広報で募集しますので、その都度ご応募ください。

(4) 「いちのみやボランティアフェスティバル」の開催

市内の各ボランティア団体等が一堂に集まり、日頃の活動を、体験をとおして紹介します。市民のみなさんに福祉への理解を深めていただき、広くボランティア活動への参加を呼びかけ、だれもが住みやすい地域社会づくりを目指して開催しています。

10月第3日曜日に一宮スポーツ文化センターにて開催しています。

(5) 福祉推進校事業

市内の小・中・高校を福祉推進校として指定し、福祉実践教室・体験学習を通して福祉教育を推進しています。

4 市民福祉基金の設置

市民のみなさんの善意による寄付を積み立て、その利息でふれあい事業等を実施しています。

◆問い合わせ先

社会福祉協議会本部(総務管理グループ) 電話(0586)85-7024

5 一宮市共同募金委員会

市内の町会長、区長、民生・児童委員及び諸団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金」による戸別募金、学校募金、街頭募金、職域募金及び法人募金を行っています。

◆問い合わせ先

(一宮地区) 社会福祉協議会本部:電話(0586)85-7024

(尾西地区) 社会福祉協議会尾西支部:電話(0586)63-4800

(木曾川地区) 社会福祉協議会木曾川支部:電話(0586)87-2000